



熊本県公報

第 1 2 3 6 0 号
平成 26 年 10 月 17 日(金)
(毎週 火・金発行)

目 次

告 示

- 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく事業者の指定…………… (障がい者支援課) 1
- 漁船保険義務加入同意の承認(苓北町加入区)…………… (団体支援課) 1
- 漁船保険義務加入に係る指定漁船調書の縦覧(不知火町加入区)…………… (〃) 2
- 素材売払い代金の収納事務委託…………… (森林整備課) 2
- 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の指定…………… (砂防課) 2
- 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の指定…………… (〃) 11
- 家畜伝染病(ヨーネ病)の発生…………… (畜産課) 16
- 道路の供用開始…………… (道路保全課) 16
- 平成 2 6 年度予算の要領…………… (財政課) 16

公 告

- 土地改良区役員の退任及び就任…………… (農村計画課) 24
- 換地計画決定…………… (農地整備課) 24
- 大規模小売店舗立地法に基づく変更届出…………… (商工振興金融課) 25
- 道路の位置指定…………… (建築課) 26
- 国土調査成果の認証…………… (農地整備課) 26
- 二級建築士の戒告処分…………… (建築課) 26
- 都市計画法による開発行為工事完了公告…………… (〃) 27
- 都市計画法による開発行為工事完了公告…………… (〃) 28

登 載 依 頼

- 八代地域保健医療推進協議会救急医療専門部会の開催…………… (八代地域保健医療推進協議会救急医療専門部会) 28
- 熊本県有明海区漁業調整委員会委員補欠選挙立候補予定者説明会の開催…………… (選挙管理委員会) 28

告 示

熊本県告示第 9 8 4 号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成 1 7 年法律第 1 2 3 号)第 2 9 条第 1 項の規定により指定障害福祉サービス事業者として次のとおり指定したので、同法第 5 1 条の規定により公示する。

平成 2 6 年 1 0 月 1 7 日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

事業所の名称及び所在地	事業者の名称、主たる事務所の所在地及び代表者の氏名	サービスの種類	指定年月日
はなみずき 八代市高下西町 2 2 2 3 番地 1	社会福祉法人権現福祉会 八代市揚町 3 5 番地 2	生活介護	平成 2 6 年 1 0 月 5 日

熊本県告示第 9 8 5 号

漁船損害等補償法(昭和 2 7 年法律第 2 8 号)第 1 1 2 条の 2 第 2 項の規定による届出を審査した結果、苓北町加入区について同法第 1 1 2 条第 1 項の規定による同意があったものと認めるので、同法第 1 1 2 条の 2 第 3 項の規定により公示する。

平成 2 6 年 1 0 月 1 7 日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

熊本県告示第986号

漁船損害等補償法（昭和27年法律第28号）第112条第1項の規定による同意を求め、漁船損害等補償法施行令（昭和27年政令第68号）第5条第1項の規定による届出があったので、同条第3項の規定により次のとおり公示し、当該届出に係る指定漁船調書を縦覧に供する。

平成26年10月17日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

- 1 加入区の名称
不知火町加入区
- 2 発起人の住所及び氏名
宇城市不知火町松合2873番地 浦中 政春
宇城市不知火町松合426番地1 奥村 金次郎
宇城市不知火町松合2992番地1 木下 隆義
- 3 法第113条第1項の申出をする漁業協同組合
松合漁業協同組合
- 4 縦覧期間
平成26年10月17日から平成26年10月31日まで
- 5 縦覧場所
松合漁業協同組合

熊本県告示第987号

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第158条第1項の規定により次のとおり物品売払代金の収納の事務を委託したので、同条第2項の規定により告示する。

平成26年10月17日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

- 1 委託の内容
平成26年度県有林主伐・植栽一体化施業実証事業第1号業務委託による素材売払代金の収納の事務
- 2 委託の相手方
熊本市中央区新屋敷一丁目5番4号 熊本県森林組合連合会
- 3 委託する期間
平成26年9月17日から平成27年3月20日まで

熊本県告示第988号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第6条第1項及び第8条第1項の規定により、土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域を次のとおり指定する。

平成26年10月17日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

- 1 城迫川（211-1-013）
 - (1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地
宇土市網引町
 - (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
次の図のとおり
 - (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
土石流
 - (4) 土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律施行令（平成13年政令第84号。以下「政令」という。）第4条に規定する衝撃に関する事項
次の図のとおり
（「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び県央広域本部宇城地域振興局土木部に備え置いて縦覧に供する。）
- 2 白鹿川2（211-1-014）
 - (1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地
宇土市網引町
 - (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
次の図のとおり
 - (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
土石流
 - (4) 政令第4条に規定する衝撃に関する事項
次の図のとおり
（「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び県央広域本部宇城地域振興局土木部に備え置いて縦覧に供する。）

- 3 白鹿川3 (211-1-015)
- (1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地
宇土市網引町
 - (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
次の図のとおり
 - (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
土石流
 - (4) 政令第4条に規定する衝撃に関する事項
次の図のとおり
(「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び県央広域本部宇城地域振興局土木部に備え置いて縦覧に供する。)
- 4 白鹿川4 (211-1-016)
- (1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地
宇土市網引町
 - (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
次の図のとおり
 - (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
土石流
 - (4) 政令第4条に規定する衝撃に関する事項
次の図のとおり
(「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び県央広域本部宇城地域振興局土木部に備え置いて縦覧に供する。)
- 5 白鹿川1 (211-1-017)
- (1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地
宇土市網引町
 - (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
次の図のとおり
 - (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
土石流
 - (4) 政令第4条に規定する衝撃に関する事項
次の図のとおり
(「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び県央広域本部宇城地域振興局土木部に備え置いて縦覧に供する。)
- 6 小舟川1 (211-1-018)
- (1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地
宇土市網引町
 - (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
次の図のとおり
 - (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
土石流
 - (4) 政令第4条に規定する衝撃に関する事項
次の図のとおり
(「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び県央広域本部宇城地域振興局土木部に備え置いて縦覧に供する。)
- 7 小舟川2 (211-1-019)
- (1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地
宇土市網引町
 - (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
次の図のとおり
 - (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
土石流
 - (4) 政令第4条に規定する衝撃に関する事項
次の図のとおり
(「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び県央広域本部宇城地域振興局土木部に備え置いて縦覧に供する。)
- 8 小舟川3 (211-1-020)
- (1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地
宇土市網引町
 - (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
次の図のとおり
 - (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
土石流
 - (4) 政令第4条に規定する衝撃に関する事項
次の図のとおり
(「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び県央広域本部宇城地域振興局土木部に備え置いて縦覧に供する。)
- 9 小舟川4 (211-1-021)
- (1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地

- (2) 宇土市網引町
土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
次の図のとおり
- (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
土石流
- (4) 政令第 4 条に規定する衝撃に関する事項
次の図のとおり
(「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び県央広域本部宇城地域振興局土木部に備え置いて縦覧に供する。)
- 1 0 小舟川 5 (2 1 1 - 1 - 0 2 2)
 - (1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地
宇土市網引町
 - (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
次の図のとおり
 - (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
土石流
 - (4) 政令第 4 条に規定する衝撃に関する事項
次の図のとおり
(「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び県央広域本部宇城地域振興局土木部に備え置いて縦覧に供する。)
- 1 1 清辻川 1 - 1 (2 1 1 - 1 - 0 2 3 - 1)
 - (1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地
宇土市網引町
 - (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
次の図のとおり
 - (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
土石流
 - (4) 政令第 4 条に規定する衝撃に関する事項
次の図のとおり
(「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び県央広域本部宇城地域振興局土木部に備え置いて縦覧に供する。)
- 1 2 清辻川 1 - 2 (2 1 1 - 1 - 0 2 3 - 2)
 - (1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地
宇土市網引町
 - (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
次の図のとおり
 - (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
土石流
 - (4) 政令第 4 条に規定する衝撃に関する事項
次の図のとおり
(「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び県央広域本部宇城地域振興局土木部に備え置いて縦覧に供する。)
- 1 3 阿呆川 (阿保川) (2 1 1 - 2 - 0 0 7)
 - (1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地
宇土市網引町
 - (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
次の図のとおり
 - (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
土石流
 - (4) 政令第 4 条に規定する衝撃に関する事項
次の図のとおり
(「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び県央広域本部宇城地域振興局土木部に備え置いて縦覧に供する。)
- 1 4 猪伏川 2 (2 1 1 - 2 - 0 0 8)
 - (1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地
宇土市網引町
 - (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
次の図のとおり
 - (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
土石流
 - (4) 政令第 4 条に規定する衝撃に関する事項
次の図のとおり
(「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び県央広域本部宇城地域振興局土木部に備え置いて縦覧に供する。)
- 1 5 猪伏川 1 (2 1 1 - 2 - 0 0 9)
 - (1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地
宇土市網引町
 - (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示

- (3) 次の図のとおり
土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
土石流
 - (4) 政令第4条に規定する衝撃に関する事項
次の図のとおり
(「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び県央広域本部宇城地域振興局土木部に備え置いて縦覧に供する。)
- 1 6 猪伏川3 (2 1 1 - 2 - 0 1 0)
 - (1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地
宇土市網引町
 - (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
次の図のとおり
 - (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
土石流
 - (4) 政令第4条に規定する衝撃に関する事項
次の図のとおり
(「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び県央広域本部宇城地域振興局土木部に備え置いて縦覧に供する。)
- 1 7 猪伏川4 (2 1 1 - 2 - 0 1 1)
 - (1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地
宇土市網引町
 - (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
次の図のとおり
 - (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
土石流
 - (4) 政令第4条に規定する衝撃に関する事項
次の図のとおり
(「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び県央広域本部宇城地域振興局土木部に備え置いて縦覧に供する。)
- 1 8 清辻川2 (2 1 1 - 2 - 0 1 2)
 - (1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地
宇土市網引町
 - (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
次の図のとおり
 - (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
土石流
 - (4) 政令第4条に規定する衝撃に関する事項
次の図のとおり
(「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び県央広域本部宇城地域振興局土木部に備え置いて縦覧に供する。)
- 1 9 馬立6 (2 1 1 - 1 - 0 4 6)
 - (1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地
宇土市網引町
 - (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
次の図のとおり
 - (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
急傾斜地の崩壊
 - (4) 政令第4条に規定する衝撃に関する事項
次の図のとおり
(「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び県央広域本部宇城地域振興局土木部に備え置いて縦覧に供する。)
- 2 0 白鹿3 (2 1 1 - 1 - 0 4 7)
 - (1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地
宇土市網引町
 - (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
次の図のとおり
 - (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
急傾斜地の崩壊
 - (4) 政令第4条に規定する衝撃に関する事項
次の図のとおり
(「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び県央広域本部宇城地域振興局土木部に備え置いて縦覧に供する。)
- 2 1 清辻1 (2 1 1 - 2 - 0 3 4)
 - (1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地
宇土市網引町
 - (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
次の図のとおり
 - (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類

- 急傾斜地の崩壊
 (4) 政令第4条に規定する衝撃に関する事項
 次の図のとおり
 (「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び県央広域本部宇城地域振興局土木部に備え置いて縦覧に供する。)
- 2 2 清辻2 (211-2-035)
 (1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地
 宇土市網引町
 (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
 次の図のとおり
 (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
 急傾斜地の崩壊
 (4) 政令第4条に規定する衝撃に関する事項
 次の図のとおり
 (「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び県央広域本部宇城地域振興局土木部に備え置いて縦覧に供する。)
- 2 3 清辻3 (211-2-036)
 (1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地
 宇土市網引町
 (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
 次の図のとおり
 (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
 急傾斜地の崩壊
 (4) 政令第4条に規定する衝撃に関する事項
 次の図のとおり
 (「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び県央広域本部宇城地域振興局土木部に備え置いて縦覧に供する。)
- 2 4 清辻4 (211-2-037)
 (1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地
 宇土市網引町
 (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
 次の図のとおり
 (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
 急傾斜地の崩壊
 (4) 政令第4条に規定する衝撃に関する事項
 次の図のとおり
 (「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び県央広域本部宇城地域振興局土木部に備え置いて縦覧に供する。)
- 2 5 清辻5 (211-2-038)
 (1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地
 宇土市網引町
 (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
 次の図のとおり
 (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
 急傾斜地の崩壊
 (4) 政令第4条に規定する衝撃に関する事項
 次の図のとおり
 (「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び県央広域本部宇城地域振興局土木部に備え置いて縦覧に供する。)
- 2 6 清辻6 (211-2-039)
 (1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地
 宇土市網引町
 (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
 次の図のとおり
 (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
 急傾斜地の崩壊
 (4) 政令第4条に規定する衝撃に関する事項
 次の図のとおり
 (「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び県央広域本部宇城地域振興局土木部に備え置いて縦覧に供する。)
- 2 7 清辻7 (211-2-040)
 (1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地
 宇土市網引町
 (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
 次の図のとおり
 (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
 急傾斜地の崩壊
 (4) 政令第4条に規定する衝撃に関する事項

- 次の図のとおり
 (「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び県央広域本部宇城地域振興局土木部に備え置いて縦覧に供する。)
- 2 8 馬立1 (2 1 1 - 2 - 0 4 1)
- (1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地
宇土市網引町
 - (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
- 次の図のとおり
- (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
急傾斜地の崩壊
 - (4) 政令第4条に規定する衝撃に関する事項
- 次の図のとおり
 (「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び県央広域本部宇城地域振興局土木部に備え置いて縦覧に供する。)
- 2 9 馬立2 (2 1 1 - 2 - 0 4 2)
- (1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地
宇土市網引町
 - (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
- 次の図のとおり
- (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
急傾斜地の崩壊
 - (4) 政令第4条に規定する衝撃に関する事項
- 次の図のとおり
 (「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び県央広域本部宇城地域振興局土木部に備え置いて縦覧に供する。)
- 3 0 馬立3 (2 1 1 - 2 - 0 4 3)
- (1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地
宇土市網引町
 - (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
- 次の図のとおり
- (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
急傾斜地の崩壊
 - (4) 政令第4条に規定する衝撃に関する事項
- 次の図のとおり
 (「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び県央広域本部宇城地域振興局土木部に備え置いて縦覧に供する。)
- 3 1 馬立4 (2 1 1 - 2 - 0 4 4)
- (1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地
宇土市網引町
 - (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
- 次の図のとおり
- (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
急傾斜地の崩壊
 - (4) 政令第4条に規定する衝撃に関する事項
- 次の図のとおり
 (「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び県央広域本部宇城地域振興局土木部に備え置いて縦覧に供する。)
- 3 2 馬立5 (2 1 1 - 2 - 0 4 5)
- (1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地
宇土市網引町
 - (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
- 次の図のとおり
- (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
急傾斜地の崩壊
 - (4) 政令第4条に規定する衝撃に関する事項
- 次の図のとおり
 (「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び県央広域本部宇城地域振興局土木部に備え置いて縦覧に供する。)
- 3 3 馬立7 (2 1 1 - 2 - 0 4 6)
- (1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地
宇土市網引町
 - (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
- 次の図のとおり
- (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
急傾斜地の崩壊
 - (4) 政令第4条に規定する衝撃に関する事項
- 次の図のとおり
 (「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び県央広域本部宇城地域振興局土木部に備え置いて縦覧に供する。)

- 部宇城地域振興局土木部に備え置いて縦覧に供する。)
- 3 4 馬立6 (馬立16) (211-2-047)
- (1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地
宇土市網引町
 - (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
次の図のとおり
 - (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
急傾斜地の崩壊
 - (4) 政令第4条に規定する衝撃に関する事項
次の図のとおり
(「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び県央広域本
- 部宇城地域振興局土木部に備え置いて縦覧に供する。)
- 3 5 小舟 (211-2-048)
- (1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地
宇土市網引町
 - (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
次の図のとおり
 - (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
急傾斜地の崩壊
 - (4) 政令第4条に規定する衝撃に関する事項
次の図のとおり
(「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び県央広域本
- 部宇城地域振興局土木部に備え置いて縦覧に供する。)
- 3 6 馬立8 (211-2-049)
- (1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地
宇土市網引町
 - (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
次の図のとおり
 - (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
急傾斜地の崩壊
 - (4) 政令第4条に規定する衝撃に関する事項
次の図のとおり
(「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び県央広域本
- 部宇城地域振興局土木部に備え置いて縦覧に供する。)
- 3 7 馬立9 (211-2-050)
- (1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地
宇土市網引町
 - (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
次の図のとおり
 - (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
急傾斜地の崩壊
 - (4) 政令第4条に規定する衝撃に関する事項
次の図のとおり
(「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び県央広域本
- 部宇城地域振興局土木部に備え置いて縦覧に供する。)
- 3 8 猪伏3 (211-2-051)
- (1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地
宇土市網引町
 - (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
次の図のとおり
 - (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
急傾斜地の崩壊
 - (4) 政令第4条に規定する衝撃に関する事項
次の図のとおり
(「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び県央広域本
- 部宇城地域振興局土木部に備え置いて縦覧に供する。)
- 3 9 柳迫 (211-2-052)
- (1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地
宇土市網引町
 - (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
次の図のとおり
 - (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
急傾斜地の崩壊
 - (4) 政令第4条に規定する衝撃に関する事項
次の図のとおり
(「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び県央広域本
- 部宇城地域振興局土木部に備え置いて縦覧に供する。)
- 4 0 白鹿1 (211-2-053)

- (1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地
宇土市網引町
- (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
次の図のとおり
- (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
急傾斜地の崩壊
- (4) 政令第4条に規定する衝撃に関する事項
次の図のとおり
(「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び県央広域本部宇城地域振興局土木部に備え置いて縦覧に供する。)
- 4 1 白鹿2(211-2-054)
 - (1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地
宇土市網引町
 - (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
次の図のとおり
 - (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
急傾斜地の崩壊
 - (4) 政令第4条に規定する衝撃に関する事項
次の図のとおり
(「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び県央広域本部宇城地域振興局土木部に備え置いて縦覧に供する。)
- 4 2 猪伏1(211-2-055)
 - (1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地
宇土市網引町
 - (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
次の図のとおり
 - (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
急傾斜地の崩壊
 - (4) 政令第4条に規定する衝撃に関する事項
次の図のとおり
(「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び県央広域本部宇城地域振興局土木部に備え置いて縦覧に供する。)
- 4 3 猪伏2(211-2-056)
 - (1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地
宇土市網引町
 - (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
次の図のとおり
 - (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
急傾斜地の崩壊
 - (4) 政令第4条に規定する衝撃に関する事項
次の図のとおり
(「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び県央広域本部宇城地域振興局土木部に備え置いて縦覧に供する。)
- 4 4 阿保1(211-2-057)
 - (1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地
宇土市網引町
 - (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
次の図のとおり
 - (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
急傾斜地の崩壊
 - (4) 政令第4条に規定する衝撃に関する事項
次の図のとおり
(「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び県央広域本部宇城地域振興局土木部に備え置いて縦覧に供する。)
- 4 5 阿保2-1(211-2-058-1)
 - (1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地
宇土市網引町
 - (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
次の図のとおり
 - (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
急傾斜地の崩壊
 - (4) 政令第4条に規定する衝撃に関する事項
次の図のとおり
(「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び県央広域本部宇城地域振興局土木部に備え置いて縦覧に供する。)
- 4 6 阿保2-2(211-2-058-2)
 - (1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地
宇土市網引町

- (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
次の図のとおり
- (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
急傾斜地の崩壊
- (4) 政令第4条に規定する衝撃に関する事項
次の図のとおり
(「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び県央広域本部宇城地域振興局土木部に備え置いて縦覧に供する。)
- 4 7 馬立10 (211-3-021)
 - (1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地
宇土市網引町、網津町
 - (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
次の図のとおり
 - (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
急傾斜地の崩壊
 - (4) 政令第4条に規定する衝撃に関する事項
次の図のとおり
(「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び県央広域本部宇城地域振興局土木部に備え置いて縦覧に供する。)
- 4 8 馬立11 (211-3-022)
 - (1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地
宇土市網引町、網津町
 - (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
次の図のとおり
 - (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
急傾斜地の崩壊
 - (4) 政令第4条に規定する衝撃に関する事項
次の図のとおり
(「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び県央広域本部宇城地域振興局土木部に備え置いて縦覧に供する。)
- 4 9 馬立12 (211-3-023)
 - (1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地
宇土市網引町
 - (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
次の図のとおり
 - (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
急傾斜地の崩壊
 - (4) 政令第4条に規定する衝撃に関する事項
次の図のとおり
(「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び県央広域本部宇城地域振興局土木部に備え置いて縦覧に供する。)
- 5 0 馬立14 (211-3-024)
 - (1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地
宇土市網引町
 - (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
次の図のとおり
 - (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
急傾斜地の崩壊
 - (4) 政令第4条に規定する衝撃に関する事項
次の図のとおり
(「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び県央広域本部宇城地域振興局土木部に備え置いて縦覧に供する。)
- 5 1 馬立15 (211-3-025)
 - (1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地
宇土市網引町
 - (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
次の図のとおり
 - (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
急傾斜地の崩壊
 - (4) 政令第4条に規定する衝撃に関する事項
次の図のとおり
(「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び県央広域本部宇城地域振興局土木部に備え置いて縦覧に供する。)
- 5 2 赤木 (211-3-026)
 - (1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地
宇土市網引町
 - (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
次の図のとおり

- (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
急傾斜地の崩壊
- (4) 政令第4条に規定する衝撃に関する事項
次の図のとおり
(「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び県央広域本部宇城地域振興局土木部に備え置いて縦覧に供する。)

熊本県告示第989号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第6条第1項及び第8条第1項の規定により、土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域を次のとおり指定する。

平成26年10月17日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

- 1 濁川－1（431－1－007－1）
 - (1) 土砂災害警戒区域の所在地
阿蘇郡南阿蘇村大字長野、河陽
 - (2) 土砂災害警戒区域の表示
次の図のとおり
 - (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
土石流
(「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び県北広域本部阿蘇地域振興局土木部に備え置いて縦覧に供する。)
- 2 濁川－2（431－1－007－2）
 - (1) 土砂災害警戒区域の所在地
阿蘇郡南阿蘇村大字長野、河陽
 - (2) 土砂災害警戒区域の表示
次の図のとおり
 - (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
土石流
(「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び県北広域本部阿蘇地域振興局土木部に備え置いて縦覧に供する。)
- 3 乙ヶ瀬川－1（431－1－008－1）
 - (1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地
阿蘇郡南阿蘇村大字長野、河陽
 - (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
次の図のとおり
 - (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
土石流
 - (4) 土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律施行令（平成13年政令第84号。以下「政令」という。）第4条に規定する衝撃に関する事項
次の図のとおり
(「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び県北広域本部阿蘇地域振興局土木部に備え置いて縦覧に供する。)
- 4 乙ヶ瀬川－2（431－1－008－2）
 - (1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地
阿蘇郡南阿蘇村大字長野
 - (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
次の図のとおり
 - (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
土石流
 - (4) 政令第4条に規定する衝撃に関する事項
次の図のとおり
(「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び県北広域本部阿蘇地域振興局土木部に備え置いて縦覧に供する。)
- 5 三王谷川1（431－1－009）
 - (1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地
阿蘇郡南阿蘇村大字長野
 - (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
次の図のとおり
 - (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
土石流
 - (4) 政令第4条に規定する衝撃に関する事項
次の図のとおり
(「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び県北広域本部阿蘇地域振興局土木部に備え置いて縦覧に供する。)
- 6 三王谷川2（431－1－010）
 - (1) 土砂災害警戒区域の所在地

- 阿蘇郡南阿蘇村大字長野、河陽
- (2) 土砂災害警戒区域の表示
次の図のとおり
- (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
土石流
(「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び県北広域本部阿蘇地域振興局土木部に備え置いて縦覧に供する。)
- 7 垂玉川1 (431-1-011)
- (1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地
阿蘇郡南阿蘇村大字河陽、長野
- (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
次の図のとおり
- (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
土石流
- (4) 政令第4条に規定する衝撃に関する事項
次の図のとおり
(「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び県北広域本部阿蘇地域振興局土木部に備え置いて縦覧に供する。)
- 8 渋谷川 (431-1-012)
- (1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地
阿蘇郡南阿蘇村大字河陽
- (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
次の図のとおり
- (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
土石流
- (4) 政令第4条に規定する衝撃に関する事項
次の図のとおり
(「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び県北広域本部阿蘇地域振興局土木部に備え置いて縦覧に供する。)
- 9 東下田川1 (431-1-013)
- (1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地
阿蘇郡南阿蘇村大字河陽、中松
- (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
次の図のとおり
- (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
土石流
- (4) 政令第4条に規定する衝撃に関する事項
次の図のとおり
(「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び県北広域本部阿蘇地域振興局土木部に備え置いて縦覧に供する。)
- 10 東下田川2 (431-2-001)
- (1) 土砂災害警戒区域の所在地
阿蘇郡南阿蘇村大字河陽、中松
- (2) 土砂災害警戒区域の表示
次の図のとおり
- (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
土石流
(「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び県北広域本部阿蘇地域振興局土木部に備え置いて縦覧に供する。)
- 11 原尻 (430-2-001)
- (1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地
阿蘇郡南阿蘇村大字久石
- (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
次の図のとおり
- (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
急傾斜地の崩壊
- (4) 政令第4条に規定する衝撃に関する事項
次の図のとおり
(「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び県北広域本部阿蘇地域振興局土木部に備え置いて縦覧に供する。)
- 12 山田-1 (430-2-002-1)
- (1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地
阿蘇郡南阿蘇村大字河陰
- (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
次の図のとおり
- (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
急傾斜地の崩壊
- (4) 政令第4条に規定する衝撃に関する事項

- 次の図のとおり
 (「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び県北広域本部阿蘇地域振興局土木部に備え置いて縦覧に供する。)
- 1 3 山田-2 (430-2-002-2)
- (1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地
阿蘇郡南阿蘇村大字河陰
 - (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
 - (3) 次の図のとおり
土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
急傾斜地の崩壊
 - (4) 政令第4条に規定する衝撃に関する事項
- 次の図のとおり
 (「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び県北広域本部阿蘇地域振興局土木部に備え置いて縦覧に供する。)
- 1 4 新村 (430-2-003)
- (1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地
阿蘇郡南阿蘇村大字久石
 - (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
 - (3) 次の図のとおり
土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
急傾斜地の崩壊
 - (4) 政令第4条に規定する衝撃に関する事項
- 次の図のとおり
 (「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び県北広域本部阿蘇地域振興局土木部に備え置いて縦覧に供する。)
- 1 5 栃木-1 (431-1-003-1)
- (1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地
阿蘇郡南阿蘇村大字河陽
 - (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
 - (3) 次の図のとおり
土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
急傾斜地の崩壊
 - (4) 政令第4条に規定する衝撃に関する事項
- 次の図のとおり
 (「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び県北広域本部阿蘇地域振興局土木部に備え置いて縦覧に供する。)
- 1 6 栃木-2 (431-1-003-2)
- (1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地
阿蘇郡南阿蘇村大字河陽
 - (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
 - (3) 次の図のとおり
土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
急傾斜地の崩壊
 - (4) 政令第4条に規定する衝撃に関する事項
- 次の図のとおり
 (「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び県北広域本部阿蘇地域振興局土木部に備え置いて縦覧に供する。)
- 1 7 栃木-3 (431-1-003-3)
- (1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地
阿蘇郡南阿蘇村大字河陽
 - (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
 - (3) 次の図のとおり
土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
急傾斜地の崩壊
 - (4) 政令第4条に規定する衝撃に関する事項
- 次の図のとおり
 (「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び県北広域本部阿蘇地域振興局土木部に備え置いて縦覧に供する。)
- 1 8 栃木-4 (431-1-003-4)
- (1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地
阿蘇郡南阿蘇村大字河陽
 - (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
 - (3) 次の図のとおり
土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
急傾斜地の崩壊
 - (4) 政令第4条に規定する衝撃に関する事項
- 次の図のとおり
 (「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び県北広域本部阿蘇地域振興局土木部に備え置いて縦覧に供する。)

- 部阿蘇地域振興局土木部に備え置いて縦覧に供する。)
- 19 栃木-5 (431-1-003-5)
- (1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地
阿蘇郡南阿蘇村大字河陽
 - (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
次の図のとおり
 - (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
急傾斜地の崩壊
 - (4) 政令第4条に規定する衝撃に関する事項
次の図のとおり
(「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び県北広域本部阿蘇地域振興局土木部に備え置いて縦覧に供する。)
- 20 垂玉-1 (431-1-005-1)
- (1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地
阿蘇郡南阿蘇村大字河陽
 - (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
次の図のとおり
 - (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
急傾斜地の崩壊
 - (4) 政令第4条に規定する衝撃に関する事項
次の図のとおり
(「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び県北広域本部阿蘇地域振興局土木部に備え置いて縦覧に供する。)
- 21 垂玉-2 (431-1-005-2)
- (1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地
阿蘇郡南阿蘇村大字河陽
 - (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
次の図のとおり
 - (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
急傾斜地の崩壊
 - (4) 政令第4条に規定する衝撃に関する事項
次の図のとおり
(「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び県北広域本部阿蘇地域振興局土木部に備え置いて縦覧に供する。)
- 22 地獄 (431-1-006)
- (1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地
阿蘇郡南阿蘇村大字河陽
 - (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
次の図のとおり
 - (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
急傾斜地の崩壊
 - (4) 政令第4条に規定する衝撃に関する事項
次の図のとおり
(「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び県北広域本部阿蘇地域振興局土木部に備え置いて縦覧に供する。)
- 23 喜多 (431-1-007)
- (1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地
阿蘇郡南阿蘇村大字河陽
 - (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
次の図のとおり
 - (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
急傾斜地の崩壊
 - (4) 政令第4条に規定する衝撃に関する事項
次の図のとおり
(「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び県北広域本部阿蘇地域振興局土木部に備え置いて縦覧に供する。)
- 24 川後田-1 (431-1-008-1)
- (1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地
阿蘇郡南阿蘇村大字河陽
 - (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
次の図のとおり
 - (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
急傾斜地の崩壊
 - (4) 政令第4条に規定する衝撃に関する事項
次の図のとおり
(「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び県北広域本部阿蘇地域振興局土木部に備え置いて縦覧に供する。)
- 25 川後田-2 (431-1-008-2)

(1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地
阿蘇郡南阿蘇村大字河陽

(2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
次の図のとおり

(3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
急傾斜地の崩壊

(4) 政令第4条に規定する衝撃に関する事項
次の図のとおり

(「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び県北広域本

26 部阿蘇地域振興局土木部に備え置いて縦覧に供する。)
加勢(431-1-009)

(1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地
阿蘇郡南阿蘇村大字河陽

(2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
次の図のとおり

(3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
急傾斜地の崩壊

(4) 政令第4条に規定する衝撃に関する事項
次の図のとおり

(「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び県北広域本

27 部阿蘇地域振興局土木部に備え置いて縦覧に供する。)
河陽(431-2-001)

(1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地
阿蘇郡南阿蘇村大字河陽

(2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
次の図のとおり

(3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
急傾斜地の崩壊

(4) 政令第4条に規定する衝撃に関する事項
次の図のとおり

(「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び県北広域本

28 部阿蘇地域振興局土木部に備え置いて縦覧に供する。)
乙ヶ瀬(431-2-002)

(1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地
阿蘇郡南阿蘇村大字長野

(2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
次の図のとおり

(3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
急傾斜地の崩壊

(4) 政令第4条に規定する衝撃に関する事項
次の図のとおり

(「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び県北広域本

29 部阿蘇地域振興局土木部に備え置いて縦覧に供する。)
枳の木(431-2-003)

(1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地
阿蘇郡南阿蘇村大字河陽

(2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
次の図のとおり

(3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
急傾斜地の崩壊

(4) 政令第4条に規定する衝撃に関する事項
次の図のとおり

(「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び県北広域本

30 部阿蘇地域振興局土木部に備え置いて縦覧に供する。)
喜多(431-2-004)

(1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地
阿蘇郡南阿蘇村大字河陽

(2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
次の図のとおり

(3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
急傾斜地の崩壊

(4) 政令第4条に規定する衝撃に関する事項
次の図のとおり

(「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び県北広域本

31 部阿蘇地域振興局土木部に備え置いて縦覧に供する。)
枳木2(431-2-005)

(1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地
阿蘇郡南阿蘇村大字河陽

- (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
次の図のとおり
 - (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
急傾斜地の崩壊
 - (4) 政令第4条に規定する衝撃に関する事項
次の図のとおり
(「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び県北広域本部阿蘇地域振興局土木部に備え置いて縦覧に供する。)
- 3 2 川後田(431-2-006)
- (1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地
阿蘇郡南阿蘇村大字河陽
 - (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
次の図のとおり
 - (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
急傾斜地の崩壊
 - (4) 政令第4条に規定する衝撃に関する事項
次の図のとおり
(「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び県北広域本部阿蘇地域振興局土木部に備え置いて縦覧に供する。)

熊本県告示第990号

家畜伝染病予防法(昭和26年法律第166号)第13条第1項の規定により、次のとおり家畜伝染病に係る届出があったので、同条第4項の規定により公示する。

平成26年10月17日

熊本県知事 蒲島郁夫

病名	区分	発 生 年 月 日	発生場所	発生戸数及び頭数	摘要
ヨーネ病	患畜	平成26年10月7日	山鹿市	1戸1頭	乳用牛

熊本県告示第991号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第2項の規定に基づき、次のとおり道路の供用を開始する。

その関係図面は、平成26年10月17日から60日間、熊本県土木部道路都市局道路保全課において一般の縦覧に供する。

平成26年10月17日

熊本県知事 蒲島郁夫

1 道路の種類、路線名及び供用を開始する区間等

道路の種類	路線名	供用を開始する区間	延長 (メートル)	備 考
一般県道	稲生野甲佐線	上益城郡山都町北中島字水ノ田尾 2570番地先から 同所 2570番地先まで	47.0	活力創出 基盤交付 金(改築)

2 供用を開始する期日 平成26年10月17日

熊本県告示第992号

平成26年度熊本県の一般会計の補正予算が平成26年9月定例県議会において次のとおり議決されたので、地方自治法(昭和22年法律第67号)第219条第2項の規定によりその要領を公表する。

平成26年10月17日

熊本県知事 蒲島郁夫

平成26年度熊本県一般会計補正予算（第4号）

平成26年度熊本県の一般会計の補正予算（第4号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1,879,426千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ738,163,109千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

（債務負担行為の補正）

第2条 債務負担行為の補正は、「第2表 債務負担行為補正」による。

（地方債の補正）

第3条 地方債の補正は、「第3表 地方債補正」による。

第1表 歳入歳出予算補正
歳 入

款	項	補正前の額	補 正 額	計
		千円	千円	千円
1 分担金及び 負担金		4,045,397	7,400	4,052,797
	1 負担金	3,430,912	7,400	3,438,312
2 使用料及び 手数料		8,125,341	17	8,125,358
	1 手数料	3,066,657	17	3,066,674
3 国庫支出金		110,106,589	1,260,305	111,366,894
	1 国庫負担金	38,033,130	262,229	38,295,359
	2 国庫補助金	70,402,894	997,578	71,400,472
	3 国庫委託金	1,670,565	498	1,671,063
4 繰入金		55,261,470	3,513	55,264,983
	1 基金繰入金	54,587,042	3,513	54,590,555
5 繰越金		753,991	400,028	1,154,019
	1 繰越金	753,991	400,028	1,154,019
6 諸収入		35,007,397	6,363	35,013,760
	1 受託事業 収入	1,258,200	2,302	1,260,502

款	項	補正前の額	補正額	計
		千円	千円	千円
	2 雑 入	7,088,558	4,061	7,092,619
7 県 債		101,827,000	201,800	102,028,800
	1 県 債	101,827,000	201,800	102,028,800
歳 入 合 計		736,283,683	1,879,426	738,163,109

歳 出				
款	項	補正前の額	補 正 額	計
		千円	千円	千円
1	総 務 費	31,335,796	18,293	31,354,089
	1 企 画 費	7,341,821	18,293	7,360,114
2	民 生 費	93,916,358	12,956	93,929,314
	1 社会福祉費	61,611,174	11,409	61,622,583
	2 児童福祉費	26,989,788	1,391	26,991,179
	3 生活保護費	5,178,168	156	5,178,324
3	衛 生 費	54,903,861	881,398	55,785,259
	1 公衆衛生費	35,597,415	879,022	36,476,437
	2 医 薬 費	1,069,275	2,376	1,071,651
4	農 水 産 業 林 費	64,655,504	171,666	64,827,170
	1 農 業 費	19,580,829	4,164	19,584,993
	2 畜 産 業 費	4,067,729	41,903	4,109,632
	3 林 業 費	15,714,082	76,121	15,790,203
	4 水 産 業 費	7,052,969	49,478	7,102,447

款	項	補正前の額	補正額	計
		千円	千円	千円
5 商 工 費		28,687,621	600	28,688,221
	1 観 光 費	556,827	600	557,427
6 土 木 費		83,610,295	42,200	83,652,495
	1 河川海岸費	29,664,470	42,200	29,706,670
7 警 察 費		36,570,045	7,704	36,577,749
	1 警察管理費	32,736,459	7,704	32,744,163
8 災 害 復 旧 費		3,521,009	465,974	3,986,983
	1 農 林 水 産 業 災 害 復 旧 費	1,212,570	53,096	1,265,666
	2 土 木 災 害 復 旧 費	2,308,439	412,308	2,720,747
	3 教 育 災 害 復 旧 費		570	570
9 諸 支 出 金		46,864,928	278,635	47,143,563
	1 配 当 割 交 付 金	279,563	278,635	558,198
歳 出 合 計		736,283,683	1,879,426	738,163,109

第2表 債務負担行為補正

追 加

事 項	期 間	限 度 額
1 球磨総合庁舎空調設備改修事業 人吉市	平成27年度	137,698 <small>千円</small>
2 天草総合庁舎空調設備改修事業 天草市	平成27年度	160,930
3 治山事業	平成27年度	150,000
4 違法駐車対策業務	平成27年度 ～平成29年度	130,727
	年次別内訳	
	平成27年度	43,311
	平成28年度	43,708
平成29年度	43,708	
5 県立図書館・熊本近代文学館機能拡充事業 熊本市	平成27年度	344,685

第3表 地方債補正
変 更

起債の目的	補 正 前				補 正 後			
	限度額	起債の方法	利 率	償還の方法	限度額	起債の方法	利 率	償還の方法
治山国庫補助事業費	千円 2,445,000	(借入先) 財務省、地 方公共団体金 融機構、会社、 その他	年5.0% 以 内	据置期間を 含め30年以内	千円 2,461,000			
砂防国庫補助事業費	2,952,000		(ただし、 利率見直 し方式で	半年賦元利 均等償還又は 元金均等償還、 満期一括償還 等	2,954,000			
公共土木現年 発生国庫 補助事業費	366,000	(借入方法) 証書借入又 は証券発行(他 の地方公共団 体との共同発 行を含む、) (その他) 工事その他 の都合により、 一部又は全部 を翌年度以降 に繰り下げて 借り入れるこ とができる。 発行価格が 額面金額を下 回るときは、 その発行差額 をうめるため 必要な金額を 加算した額を 限度額とする ことができる。	借り入れ る資金に ついて、 利率の見 直しを行 った後に おいては、 当該見直 し後の利 率)		502,000	(補 正 前 に 同 じ)		
単県治山事業費	46,000			ただし、県 財政の都合に より、繰上償 還をなし、又 は借換えをす ることができ る。	65,000			
単県砂防 整備事業費	201,000				229,800			
計	6,010,000				6,211,800			

公 告

熊本県公告第532号

熊本市に事務所を置く豊田土地改良区の役員が次のとおり退任及び就任した旨の届出があったので、土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第17項の規定により公告する。

平成26年10月17日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

役職名	氏 名	住 所
退任		
理事	岡田 大憲	熊本市南区城南町塚原945番地1
理事	後田 俊治	熊本市南区城南町藤山619番地
理事	森本 次義	熊本市南区城南町沈目1383番地
理事	山内 一美	熊本市南区城南町藤山2087番地
理事	梨木 孝教	熊本市南区城南町藤山3319番地9
理事	西森 茂	熊本市南区城南町阿高789番地
理事	山本 誠	熊本市南区城南町東阿高1236番地
理事	松原 信博	熊本市南区城南町鰐瀬314番地1
理事	前田 洋一	熊本市南区城南町鰐瀬2949番地
理事	久米田 良一	熊本市南区城南町陳内1210番地
理事	相良 新	熊本市南区城南町下宮地664番地
監事	徳永 今朝憲	熊本市南区城南町藤山2582番地
監事	藤田 二三雄	熊本市南区城南町陳内1222番地
就任		
理事	堀内 守	熊本市南区城南町塚原974番地4
理事	山本 誠	熊本市南区城南町東阿高1236番地
理事	福田 一敏	熊本市南区城南町藤山444番地1
理事	野口 登壽雄	熊本市南区城南町沈目1769番地2
理事	山田 好信	熊本市南区城南町藤山1963番地
理事	大寫 澄雄	熊本市南区城南町藤山3264番地
理事	深田 文男	熊本市南区城南町鰐瀬1401番地
理事	西森 茂	熊本市南区城南町阿高789番地
理事	前田 洋一	熊本市南区城南町鰐瀬2949番地
理事	緒方 和典	熊本市南区城南町陳内1736番地
理事	相良 新	熊本市南区城南町下宮地664番地
監事	山田 信幸	熊本市南区城南町藤山2115番地3
監事	米田 榮四郎	熊本市南区城南町鰐瀬3518番地1

熊本県公告第533号

県営迫井手地区土地改良事業（区画整理）施行に係る換地計画を定めたので、次のとおり当該換地計画書の写しを縦覧に供する。

利害関係人で異議のあるものは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して15日以内に異議申立てをすることができる。

平成26年10月17日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

- 1 縦覧の期間 平成26年10月20日から
平成26年11月17日まで
- 2 縦覧の場所 大津町役場
- 3 縦覧に供する書類の名称
 - (1) 換地設計書
 - (2) 各筆換地等明細書
 - (3) 清算金明細書
 - (4) 換地を定めない土地その他特別の定めをする土地の明細書

熊本県公告第534号

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第1項の規定による変更の届出があったので、同条第3項において準用する同法第5条第3項の規定により次のとおり公告し、当該届出を縦覧に供する。

平成26年10月17日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地
カリーノ玉名
玉名市亀甲字前田95番地ほか
- 2 変更した事項
 - (1) 大規模小売店舗の名称

変更前	変更後
ビッグミカエル玉名店	カリーノ玉名

(2) 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

変更前	変更後
株式会社ビッグミカエル 代表取締役 古閑 達郎 菊池市片角290番地	同 左
株式会社谷呉服店 代表取締役 谷 重臣 福岡県筑紫野市二日市中央二丁目3番2号	同 左
猿渡 洋悟 玉名市高瀬140番地	同 左
株式会社坂本商会 代表取締役 坂本 広宣 玉名市亀甲110番地	同 左
協和木材株式会社 代表取締役 近藤 信秀 福岡県八女市馬場296	同 左
株式会社ワッツオーズリー販売 代表取締役 平岡 史生 大阪府大阪市中央区城見一丁目4番70号	同 左
九州フジバンストアー株式会社 代表取締役 國廣 哲彦 愛知県名古屋市瑞穂区松園町1-50	同 左
有限会社西村本店 代表取締役 西村 博子 熊本市植木町植木26番地	同 左
株式会社アテネ 代表取締役社長 本山 繁 山鹿市古閑1075-2	株式会社アテネ 代表取締役 本山 晋 山鹿市古閑1075-2
有限会社彩コーポレーション 代表取締役 中山 英明 荒尾市牛水503	同 左
株式会社ヨネザワ 代表取締役 米澤 房朝 熊本市水前寺六丁目1番38号	退 店
株式会社Bee Corporation 代表取締役 坂井 英明 熊本市新市街6番7号	退 店
株式会社ヒライ 代表取締役 平井 浩一郎 熊本市春日七丁目26-70	退 店

株式会社ブランドバンク 代表取締役社長 服部 雅樹 長崎県大村市西三城町6-5	退 店
有限会社ハッピー薬局 代表取締役 星野 秀子 玉名市滑石2540-1	退 店
出 店	ダイレックス株式会社 代表取締役 貞方 宏司 佐賀県佐賀市高木瀬町長瀬930
出 店	株式会社C & B 代表取締役 馬場 英治 熊本市中央区安政町1番2号
出 店	藤久株式会社 代表取締役 後藤 薫徳 愛知県名古屋市中区高社一丁目210番地
出 店	福田 亨 山鹿市古閑十三部1006-5

3 届出年月日

平成26年10月2日

4 届出の縦覧場所及び縦覧期間

熊本県商工観光労働部商工労働局商工振興金融課及び熊本県県北広域本部玉名地域振興局総務振興課

平成26年10月17日から平成27年2月17日まで

熊本県公告第535号

建築基準法（昭和25年法律第201号）第42条第1項第5号の規定による道路の位置の指定を次のとおり行った。

平成26年10月17日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

- 1 築造者の住所 玉名郡長洲町大字長洲3063番地1
- 2 築造者の氏名 株式会社福田建装
- 3 道路の位置 玉名郡長洲町大字長洲字下四丁目1978番1及び同1978番10
- 4 道路の幅員 4.14メートルから4.20メートルまで
- 5 道路の延長 8.95メートル
- 6 指定年月日 平成26年9月30日
- 7 指定番号 熊本県指令玉名景建第31号

熊本県公告第536号

国土調査法（昭和26年法律第180号）第19条第2項の規定により次のとおり国土調査の成果を認証したので、同条第4項の規定により公告する。

平成26年10月17日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

調査を行った者の名称	調査を行った時期	調査を行った地域	成果の名称	認証年月日
嘉島町	平成24年度から平成25年度まで	大字鯨の一部	地籍図及び地籍簿	平成26年10月8日
阿蘇市	平成23年度から平成25年度まで	波野大字小地野の一部	地籍図及び地籍簿	平成26年10月8日
芦北町	平成23年度から平成25年度まで	大字海路の全部	地籍図及び地籍簿	平成26年10月8日

熊本県公告第537号

建築士法（昭和25年法律第202号。（以下「法」という。））第10条第1項の規定による処分をしたので、法第10条第5項の規定により、次のとおり公告する。

平成26年10月17日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

- 1 処分をした年月日
平成26年10月8日
- 2 処分を受けた建築士の氏名、その者の一級建築士、二級建築士又は木造建築士の別及びその者の登録番号
青柳隆 二級建築士 熊本県知事登録第3987号
池田一好 二級建築士 熊本県知事登録第4371号
坂下正美 二級建築士 熊本県知事登録第5715号
馬場一芳 二級建築士 熊本県知事登録第6849号
- 3 処分の内容
戒告
- 4 処分の原因となった事実
法第22条の2に規定する講習を期限内に受講しなかった。
このことは、法第10条第1項第1号に該当する。

熊本県公告第538号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第29条第1項の許可に係る開発行為に関する工事が完了したので、同法第36条第3項の規定により次のとおり公告する。
平成26年10月17日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

- 1 開発区域又は工区に含まれる地域の名称及び面積
合志市御代志字黒木2004番3の一部
495.10平方メートル
- 2 開発許可を受けた者の住所及び氏名（名称）
合志市須屋1259番地4
高濱 光平、高濱 聡子

熊本県公告第539号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第29条第1項の許可に係る開発行為に関する工事が完了したので、同法第36条第3項の規定により次のとおり公告する。
平成26年10月17日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

- 1 開発区域又は工区に含まれる地域の名称及び面積
菊池郡大津町大字室字三郎松1705番2、同1736番1、同1737番、同1736番3の一部、同1736番3の一部、同1738番4の一部及び里道
4,524.23平方メートル
- 2 開発許可を受けた者の住所及び氏名（名称）
菊池郡菊陽町大字津久礼2448番地5 渡邊司法ビル
S・Pマネイジメント株式会社

熊本県公告第540号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第29条第1項の許可に係る開発行為に関する工事が完了したので、同法第36条第3項の規定により次のとおり公告する。
平成26年10月17日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

- 1 開発区域又は工区に含まれる地域の名称及び面積
合志市御代志字小池819番17
478.08平方メートル
- 2 開発許可を受けた者の住所及び氏名（名称）
合志市御代志字小池819番2
谷川 妙子

熊本県公告第541号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第29条第1項の許可に係る開発行為に関する工事が完了したので、同法第36条第3項の規定により次のとおり公告する。
平成26年10月17日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

- 1 開発区域又は工区に含まれる地域の名称及び面積
合志市須屋字二本松2759番10及び同2759番23
1,587.84平方メートル
- 2 開発許可を受けた者の住所及び氏名（名称）
合志市須屋2629番地5
平嶋 ユキコ

熊本県公告第542号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第29条第1項の許可に係る開発行為に関する工事が完了したので、同法第36条第3項の規定により次のとおり公告する。
平成26年10月17日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

- 1 開発区域又は工区に含まれる地域の名称及び面積
上益城郡嘉島町大字上仲間字居屋敷1666番2及び同1668番8
322.10平方メートル
- 2 開発許可を受けた者の住所及び氏名（名称）
熊本市東区画図東一丁目11番30号
白川 直子

登載依頼**八代地域保健医療推進協議会救急医療専門部会公告第1号**

平成26年度第1回八代地域保健医療推進協議会救急医療専門部会を、次のとおり開催する。

なお、当該会議の傍聴手続は、次のとおり。

平成26年10月17日

八代地域保健医療推進協議会救急医療専門部会長

- 1 開催日時
平成26年10月24日（金）午後1時30分から午後3時00分まで
- 2 開催場所
熊本県八代市西片町1660番地
熊本県八代保健所1階第一集団指導室（八代総合庁舎1階）
- 3 議題
（1）救急告示医療機関の更新等について
（2）健康危機管理について
（3）災害医療提供体制について
（4）その他
- 4 傍聴者の定員
10人
- 5 傍聴手続
（1）傍聴希望者は、会議の開催予定時刻までに、当該会議の会場において受付のうえ事務局の指示に従い、会議の会場に入ることができる。
（2）傍聴手続は、先着順で行い、定員になり次第終了する。
- 6 問い合わせ先
熊本県八代市西片町1660番地
八代地域保健医療推進協議会救急医療専門部会事務局
（熊本県八代保健所総務企画課）
（電話0965-33-3197）

熊本県選挙管理委員会公告第1号

熊本県有明海区漁業調整委員会委員補欠選挙における立候補手続等について、次のとおり説明会を行います。

平成26年10月17日

熊本県選挙管理委員会

委員長 松 永 榮 治

- 1 日時 平成26年10月29日（水）午後1時30分から
- 2 場所 熊本県庁行政棟本館5階管財課分室
- 3 問合せ先
熊本市中央区水前寺六丁目18番1号
熊本県選挙管理委員会（熊本県総務部市町村・税務局市町村行政課選挙班）
（電話 096-333-2104）